平成２６年（フ）第７６号
三重県三重郡菰野町大字小島417番地121
債務者　桐本多加根
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３７２号
京都府長岡京市馬場１丁目11番１号　ヴェル・ドミール203
債務者　佐藤富士男
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４４２号
京都市伏見区東柳町506番地２　ベルハイツ中書島102
債務者　田浦　康博
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４５３号
京都市右京区鳴滝般若寺町24番地12
債務者　進士　幹子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７４号
京都市下京区観喜寺町２番地　エーム梅小路503号
債務者　森田　由美
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
兵庫県西宮市大社町11番84号
債務者　野口　　繁
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９５号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町１番27―810号
債務者　吉岡　康吉
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９６号
兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目55番地
債務者　佐伯　　昇
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５２号
兵庫県相生市古池本町17番１号、従前の住所兵庫県相生市古池本町17番４号
債務者　中村　淳子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１６９号
兵庫県赤穂市加里屋2164番地59
債務者　磯中　秀文
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１７４号
兵庫県高砂市曽根町3043番地の25
債務者　田渕　智子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１９３号
兵庫県相生市赤坂１丁目15番１号　ツインストーク赤坂202号
債務者　林　　秀和
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１９４号
兵庫県姫路市書写台３丁目140番地　２―203
債務者　牧野　吏代
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７７号
奈良市秋篠町1294番地の１　県住平城団地４―502号
債務者　林　　聖子（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１０９号
奈良県大和郡山市馬司町326番地１　山西アパート４号
債務者　田中　潔子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１２０号
奈良県生駒市辻町648番地　田口マンション102
債務者　山口　博子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１２８号
奈良県天理市荒蒔町261番地７
債務者　森田　　太
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
奈良地方裁判所